

阿南工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会要項

(平成 10 年 8 月 24 日)

(要 項 第 1 号)

(設置目的)

第 1 独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則第 9 条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校における施設整備事業に係る建設工事を公正かつ厳正に実施するため競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- (4) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- (5) その他建設工事に関連する競争参加資格等に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項に関連するその他の事項

(審査委員会の構成)

第 3 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総務課長
- (2) 総務課長補佐（財務担当）
- (3) 財務係長
- (4) 学識経験者等委員 1 名

2 学識経験者等委員は、審査委員会の審議に関係のある学識経験等を有する阿南工業高等専門学校教員のうち、中立かつ公平な立場で技術提案の審査・評価を行うことが出来る者を校長が依頼する。

(委員の任期)

第 4 第 3 第 2 項に規定する委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 審査委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(報告)

第 6 委員長は、審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 審査委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第 8 審査委員会の事務は、総務課施設係において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、審査委員会の議事及び運営について必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成19年11月7日から施行する。

2 第3第3項の規定に基づき平成19年度に委嘱する委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年7月11日から施行し、平成30年6月1日から適用する。